

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	4号	仙台市泉区市名坂字南前90番1から同市泉区市名坂字南前91番3まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	仙台市泉区松森字沢目1番1から同市泉区松森字後田70番2まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	名取市増田9丁目327番1から同市上余田字千刈田900番7まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	名取市増田3丁目70番1同市増田3丁目476番1	仙台河川国道事務所
一般国道	6号	宮城県亶理郡亶理町吉田字向山44番2から同町吉田字大畑17番7まで	仙台河川国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。